

# 許可申請書の記載要領

別記様式第四（第八条関係）

※ 設備外積載・荷台乗車の記載は省略しています。

<p style="color: red; font-size: small;">該当する項目を○で囲んでください。 項目が複数の場合は、それぞれを○で囲んでください。</p>	<div style="text-align: center;"> <p><b>制限外積載</b></p> <p>設備外積載 許 可 申 請 書</p> <p>荷 台 乗 車</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>② ●年 ●月 ●日</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>① ● ● 警 察 署 長 殿</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>③ 申請者 住 所 氏 名</p> </div>		
申請者の免許の種類	④	免許証番号	⑤
車両の種類	⑥	番号標に表示されている番号	⑦
車両の諸元	⑧	長さ	幅
	m	m	高さ
			最大積載重量
			kg
運搬品名	⑨		
制限を超える大きさ又は重量	⑩	長さ	幅
		m	高さ
			重量
			kg
制限を超える積載の方法	⑪	前	後
		m	左
			右
			m
設備外積載の場所	荷台に乗せる人員		
運転の期間	⑫ 年 月 日から 年 月 日まで		
運転経路	⑬	出発地	経由地
			目的地
		通行する道路	
第 号			
制 限 外 許 可 証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件			
<p>年 月 日</p> <p>警 察 署 長 印</p>			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部交通規制課を經由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

## 【記載要領及び注意事項】

- ① 申請先  
出発地を管轄する警察署名を記載してください。
- ② 申請日  
申請の日を記載してください。
- ③ 申請者  
申請車両の運転者の住所、氏名を記載してください。  
※ 長距離等で運転者が複数の場合、代表者1名を申請者欄に記載し、2人目以降の運転者については、その全員の住所、氏名、及び免許の種類並びに免許証番号を記載した運転者一覧表を別紙として添付してください。
- ④ 申請者の免許の種類  
申請者（運転者）の免許の種類を記載してください。（例）普通一種、大型二種 等
- ⑤ 免許証番号  
申請者（運転者）の免許証番号を記載してください。
- ⑥ 車両の種類  
申請車両の種別を記載してください。  
（例）普通乗用自動車、大型貨物自動車 等  
牽引自動車の場合は、セミトレーラー、フルトレーラー等と記載してください。
- ⑦ 番号標に表示されている番号  
申請車両の自動車登録番号（ナンバー）を記載してください。  
トレーラーの場合、牽引車、被牽引車、全ての車両のナンバーを記載してください。  
自動車保有ワンストップ・サービスを利用し、ナンバープレートの交換の猶予を受けている場合は、ナンバープレート及び自動車検査証記載の自動車登録番号の両方を併記で記載してください。（例）神戸500た1234 姫路500な5678
- ⑧ 車両の諸元  
自動車検査証に記載されている、長さ・幅・高さ・最大積載重量を記載してください。  
牽引自動車の場合、連結した状態の数値を記載してください。
- ⑨ 運搬品名  
運搬品名を具体的に記載してください。
- ⑩ 制限を超える大きさ又は重量  
実際に制限を超える積載物の数値を正確に記載してください。  
長さ＝積載時の積載物の長さから、車両の長さを1.2倍したものを引いた数値  
幅＝積載時の積載物の幅から、車両の幅を1.2倍したものを引いた数値  
高さ＝積載時の積載物の一番高い部分の高さから、以下の数値を引いた数値  
○普通車以上：3.8メートル ○二輪車：2.0メートル  
○三輪、軽四車両：2.5メートル  
重量＝道路交通法施行令第22条第2項、同23条により自動車検査証等により定められた最大積載重量を超えるものを許可の対象としていますが、安全性が確認できないため、原則許可はしていません。
- ⑪ 制限を超える積載の方法  
貨物を積載した状態で車体からはみ出している部分のうち、制限を超えている大きさを正確に記載してください。  
前・後 車体の前後それぞれから、車両の長さの1割を引いた数値  
左・右 積載場所の左右それぞれから、車両の幅の1割を引いた数値
- ⑫ 運転の期間  
実際に運搬に要する期間を記載してください。  
※ 定型的に反復、継続して行われる運搬行為で、運転者、車両、積載物、積載方法、運搬経路が同一であれば、最大1年まで許可が可能となります。
- ⑬ 運転経路  
出発地、経由地、目的地、道路名等を具体的に記載してください。